

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議
開 催 日 時	令和4年1月20日（木） 午前8時55分～午前9時28分
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出 席 者	富岡市長、神田副市長、宮村市長公室長、 毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、 三田福祉部長、麦田こども・健康部長、笠間都市建設部長、 宇野審議監兼まちづくり推進課長、望月会計管理者、 木村上下水道部長、村山議会事務局長、金子学校教育部長、 神頭生涯学習部長、太田監査委員事務局長  (担当課1、2) 田畑副審議監兼危機管理室長、矢島同室主任  (担当課3) 西島上下水道総務課長、丸山同課長補佐兼会計庶務係長、 櫻澤同課経営係長  (事務局) 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、 松尾同課政策企画係長、江原同課同係主任
会 議 内 容	1 朝霞市国土強靱化地域計画（素案）について 2 朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について 3 水道料金及び水道利用加入金の改定額について
会 議 資 料	【議事1】 ・国土強靱化地域計画の概要 ・朝霞市国土強靱化地域計画（素案） 【議事2】 ・朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について ・朝霞市犯罪被害者等支援条例（案） ・朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則（案） 【議事3】 ・水道料金及び水道利用加入金の改定額について

<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限      年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後    か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 朝霞市国土強靱化地域計画（素案）について

【説明】

（担当課 1：田畑副審議監兼危機管理室長）

朝霞市国土強靱化地域計画（素案）について説明させていただく。

1 ページ『本計画の策定の趣旨』であるが、本計画は、大規模自然災害が発生しても、市民の生命を最大限守り、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができるよう備えるために、本計画を策定する。

『計画の位置付け』については、総合計画が目指す長期的視点に立ち、地域強靱化を推進していくための、基本目標、対策方針を定め、本市の地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけるものとなる。

2 ページには、国及び県、市の総合計画との関係をフローとして記載している。

『計画期間』については、第5次朝霞市総合計画後期基本計画との整合・調和を図るため、令和7年度までを計画期間とする。

3 ページから7 ページについては、本市の概況をまとめたものである。

8 ページ、本市における強靱化を推進するため、基本目標については4つの目標、事前に備える行動目標については、8つの目標を設定した。

9 ページ、脆弱性評価については、想定する大規模自然災害の発生時にリスクシナリオとして「起きてはならない最悪の事態」を引き起こさないような対策を講じているかを評価するものとなっている。

リスクシナリオについては、8つの事前に備える行動目標に対応させた、32のリスクシナリオを設定した。

10 ページ、リスクシナリオの発生回避等に向けた評価結果については、記載の4ポイントとなっている。

12 ページから13 ページについては、強靱化に向けた行動として、重点的に推進する取組、事前に備える目標別の行動を設定している。

14 ページから20 ページについては、8つの事前に備える行動目標別に、「強靱化に向けた主な行動」を示している。

21 ページについては、個別施策分野と横断的分野の設定を行い、23 ページ以降で、施策分野ごとの取組の方向性を示している。

30 ページ、最後に、地域強靱化に向けた推進体制の確保にあたり、市民、民間企業、行政機関の役割を記載している。

なお、進捗状況についての記載がないとの指摘があり、最後に本計画に基づく事業や施策について、関係部署の進捗状況を把握し、継続的な改善を図る旨を追加している。

本日、素案決定後、1月25日から2月24日の期間でパブリック・コメントを実施する。

説明は以上である。

(宮村市長公室長)

本件は1月12日に行われた政策調整会議において審議した。主な質疑と結果について報告する。

まず、計画期間が令和4年度から7年度までの4年間となっているが、今後も4年ごとに見直していくのかとの質問に対し、今回は、第5次総合計画の期間が、残り4年間となっているため、それに合わせているが、次回については、総合計画の計画年数である5年間に合わせて策定を考えているとの回答があった。

次に、計画の中で、進捗管理を行うことは考えてないとの説明があったが、それでは、計画は作ったが、その後どういう状況にあるかを把握しないままこの計画が終わってしまうような感じを受けてしまう。庁内で検討会を年1回程度開催し、意見を取りまとめ、その結果を積み重ねて、次期計画策定を検討するなどしてはどうかとの意見に対して、その方向で進めさせていただきたい。また、具体的な方法等については、今後検討していきたいとの回答があった。

最後に、今後のスケジュールについての質問に対し、今後は、庁議に諮った後、月末頃からパブリック・コメントを予定している。その後、全員協議会で市議会への説明を行い、3月に策定完了を予定しているとの回答があった。

以上の審議を経て、一部修正し、庁議に諮ることとした。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

原案のとおり、決定する。

**【議題】**

2 朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について

**【説明】**

(担当課2：田畑副審議監兼危機管理室長)

朝霞市犯罪被害者等支援条例の制定について説明させていただく。

条例を制定するに至った経緯だが、制定動機にあるように、普通に暮らしている中で、誰もが突然に犯罪被害者やその家族、遺族になる可能性がある。

また、様々な問題に直面し、二次的被害に苦しんでいる方もいる。

このようなことから、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためにも、本条例を制定することで、犯罪被害者等にできるだけ不安や負担をかけない、適切な支援ができるものと考えている。

現在、埼玉県内で条例を制定しているのは、15市町で、うち10市町で見舞金の支給が規定されている。

それでは、条例の内容について説明させていただく。

第1条は目的、第2条は定義について規定している。

第3条については、本条例の基本理念であり、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むこ

とができるよう、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、協力して推進することを規定している。

第4条から第6条では市の責務、市民の責務、事業者の責務について規定している。

第7条では、市の体制として、犯罪被害者等の相談に応じ、情報の提供及び助言並びに調整の窓口を危機管理室に設置することを規定している。

第8条では、経済的又は精神的な負担の軽減を図るためのものとして見舞金の支給について規定している。

見舞金の金額については、規則において、遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円と規定している。

第9条市民等の理解の増進については、条例制定後、市ホームページやSNS等を通じて、広報し、ホームページには、県や県警の相談窓口などリンクを貼り、相談者に配慮した環境づくりをしている。

条例の説明については、以上である。

次に条例施行規則（案）について。

第1条では趣旨、第2条では定義、第3条では見舞金の種類及び金額を規定している。

第4条の規定については、見舞金の支給対象者を規定している。

第5条では遺族の範囲及び順位、第6条では見舞金の支給の制限、次のページの第7条では見舞金の支給申請について規定している。

第8条では、申請の期限を規定している。

これは、国の犯罪被害者等の支援に関する法律と同期間となっている。

第9条からは、見舞金の支給の決定に関わる事項についての規定となっている。

なお、条例・規則の施行については令和4年7月1日とし、施行の日以降に行われた犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は傷害を受けた犯罪被害者について適用する。

次に相談員の設置の検討については、設置はせずに、庁内全体としてワンストップで対応できる体制を整えていくこととする。

最後に、パブリック・コメントの実施については、「広報あさか3月号」に掲載し、3月1日から31日まで実施する。

意見をとりまとめた後に、再度庁議に諮り、議会に提出する予定である。

説明は以上である。

(宮村市長公室長)

本件は1月12日に行われた政策調整会議において審議した。主な質疑と結果について報告する。

まず、説明の中で、10市町で見舞金を設定しているとのことだが、金額はどの程度か。

また、予算計上は見舞金のみを予定しているのかとの質問に対し、金額については、県内10市町全てで30万円と10万円としている。また、全国を見ても9割以上の自治体で同額となっている。

予算については、犯罪被害者の方からの相談実績があまりないことから、遺族見舞金1件分の30万円での予算計上を検討しているとの回答があった。

次に、パブリック・コメントの実施の予定はないとの説明があったが、今回のこの条例

は市の方針を示すものなのでパブリック・コメントの実施が必要と考えるとの意見に対し、実施について検討させていただくとの回答があった。

最後に、施行規則の第6条に見舞金の支給の制限とあるが、制限される行為かどうかの判断を市が行えるのかとの質問に対し、市で判断するのではなく、警察からの情報で判断することを想定しているとの回答があった。

以上の審議を経て、一部修正し、庁議に諮ることとした。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

原案のとおり、決定する。

**【議題】**

3 水道料金及び水道利用加入金の改定額について

**【説明】**

(担当課3：西島上下水道総務課長)

水道料金及び水道利用加入金の改定額について、説明させていただく。

水道料金の改定については、平成30年度に策定した、朝霞市水道事業経営戦略において、令和4年度に29%の料金改定が必要であると試算したが、経営戦略策定以降の決算などを踏まえ、収益予測を再試算し、さらに今後の事業の見直しなどの時点修正を行い、財政収支バランスや改定額等を上下水道審議会において、御審議いただいたものである。

1 ページ、水道料金及び水道利用加入金の改定額で、税抜表示となっている。

まず、基本料金については、13ミリが、現行2か月で800円から900円に、20ミリが1,300円から1,400円にそれぞれ100円のアップ、以下、25ミリ以降については記載のとおりである。

次に従量割料金だが、朝霞市を含めた多くの水道事業者が、使用水量が大きくなればなるほど1立方メートル当りの単価も高くなるという逓増制の料金設定としている。

今回の改定では、市長から、少量使用者を始め、生活する上で必要な水道使用量の区分については、可能な限り改定幅を抑制することも検討するよう指示を頂いていることを踏まえ、使用水量が20立方メートルまでは1立方メートルあたり55円を60円に5円のアップ、20立方メートルを超え、40立方メートルまでは1立方メートルあたり90円を100円に、40立方メートルを超え、100立方メートルまでは1立方メートルあたり120円を130円に、それぞれ10円のアップとなり、100立方メートルを超える従量割料金は、記載のとおりである。

さらに、これまでは従量割の区分は、1,000立方メートルを超える区分を上限としていたが、利用実績や他の市や町なども参考にして、5,000立方メートルを超える区分を新たに設け、細分化している。

次に、水道利用加入金について、これは、新築時に水道を新たに引く際に一度だけお支払いいただくものだが、13ミリで12万円が13万5千円に1万5千円のアップとな

り、以下、記載のとおり、10パーセント程度の改定率となる。

2ページ、口径別、使用水量別の料金改定後の影響額を示したものであり、表の一番上の13ミリと20ミリ合わせて給水戸数は98パーセント以上となり、一般家庭については、ほぼ13ミリと20ミリ、25ミリ以上が主に事業者である。

改定による影響については、一番上の段が、主に家庭用である13ミリと20ミリとなり、左側の欄に標準的な世帯の使用水量として、単身世帯16立方メートル、2人世帯32立方メートル、3人世帯42立方メートル、4人世帯50立方メートルとなっており、それぞれ13ミリ、20ミリともに2か月で、単身世帯で180円のアップ、2人世帯で320円のアップ、3人世帯で420円のアップ、4人世帯で500円のアップで、10パーセント前後の改定率となっている。

また、25ミリ以上については、逓増制の従量割となっていることから、使用水量に応じ、改定幅が大きくなっている。

3ページでは参考に、県内でどのような水準にあるのかを示している。

こちらについては、税込みの表示としている。

2人世帯の標準使用水量32立方メートルと4人世帯の標準使用水量50立方メートルを比較しているが、どちらも平均を下回っている。

なお、オレンジの棒グラフは県南中部及び県内の人口規模等類似団体を比較した場合だが、それぞれ改定後も中間の水準となっている。

また、裏側が事業用の例の比較となるが、県南中部及び県内類似団体を比較した場合だが、口径20ミリで200立方メートル使用した場合ということで、これは個人経営の飲食店をイメージしている。

また、口径30ミリで1,000立方メートル使用した場合ということで、これは事業所や老人ホームなど介護施設などのイメージで、両方とも平均以下の水準となっている。

4ページ、料金改定に関して、上下水道審議会の審議経過の概要である。

第1回の市長からの諮問に始まり、6回の審議会を経て答申に至ったところである。

第1回目の会議においては、水道事業が独立採算制による公営企業会計により運営されているなど、水道事業や公営企業の特長などを説明した。

第2回では、過去10年間の給水収益や企業債の残高の推移などの経営状況を説明し、今後10年間に予定している管路更新事業や浄水場更新事業、及びこれに伴う財源予測、さらに今後10年間の財政収支計画表を作成し、改定率の案を提示した。

具体的内容は、5ページの四角のフロー図の説明となるが、老朽管更新事業等において、令和3年度時点で耐用年数が40年以上経過した管が22キロあり、今後10年間で新たに約60キロ増える予定である。

これまでの更新事業の実績としては、年間約4キロ程度しか更新事業ができていないという現状を踏まえ、令和4年度以降は年間5キロを目途に更新事業を行っていくこととする。

これに係る事業費を10年間で約60億円と見込んでいる。

また、下の浄水場更新事業においては、10年間で約37億円の事業費が見込まれており、さらに令和14年度以降も引き続き管路更新、浄水場更新事業を行う必要がある。

6 ページ、内部留保資金と企業債残高の10年後の予測である。

建設改良工事に際しては、平成26年度以降、すべての更新工事に企業債を活用して資金調達を行ってきた。

その結果、表の真ん中になるが、令和2年度末時点で内部留保資金は約17億円、企業債については約48億円の未償還残高となっている。

表の下段、料金を改定しない場合の上段について、このまま今後もすべての工事に企業債に頼ってしまうと、10年後の令和13年度末には、現在の約48億円から約78億円にまで企業債残高が膨れ上がってしまうことになる。

一方で、自己資金は活用しないので内部留保資金は減少しないため約26億円となる。

しかし、企業債残高を78億円までに増やすことは、将来世代に大きな負担を残すとともに、将来的には大幅な値上げが想定される。

企業債残高については、監査委員からも、過重な負担を将来に残すことにつながるため、料金体系の見直しを検討するよう、指摘をいただいていたところである。

このような経営状況を踏まえ、水道事業経営戦略においては、令和6年度以降は、企業債については、浄水場の更新工事にのみ活用し、老朽管の更新工事は自己財源で賄うこととしている。

企業債の活用を浄水場の更新事業のみとすると、同じ表の下段の説明となるが、企業債残高は、令和13年度時点で約46億円となる。

しかし、老朽管更新工事に内部留保資金を使用することから、内部留保資金残高は、令和7年度に運転資金に必要な10億円を割り込み、さらに令和11年度には赤字となり、経営が成り立たない状況になってしまう。

そこで、表の上段となるが、令和6年度以降、老朽管更新事業を自己財源で実施した場合、令和4年度に水道料金を12パーセント程度、水道利用加入金を10パーセント程度改定することで、10年後に企業債残高は46億円まで減らすことができ、内部留保資金は17億円確保することができる。

7 ページ、今回の料金改定の検討に際して行った試算について、経営戦略から変更した点について申し上げると、④の内部留保資金については、経営戦略では20億円を指標としていたが、料金改定率をできるだけ抑制するような意図で、令和2年度末で約17億円の内部留保資金残高を減らさないような指標に変更している。

また、⑤の企業債未償還残高についても、経営戦略では50億円を増加させないという指標であったが、将来に過重な負担を残さない意味からも令和2年度末残高の約48億円から少しずつ減らしていくという指標としている。

そして⑥として、収益や事業費については、先ほどの説明のとおり、水需要や給水収益の時点修正、建設改良工事の今後の必要量を再試算した。

最後に⑦として、経営戦略の際には検討しなかった、水道利用加入金についても、今回においては、検討を行った。

これらを踏まえ、再試算をした結果、経営戦略策定の際に出された29%の改定率を今回においては、水道料金について平均12%程度、水道利用加入金については、平均10%程度と試算し、改定額を検討したものである。

8 ページ、水道利用者への情報発信として、水道施設の老朽化の現状や更新事業を継続して実施する必要性、そしてこれらを実施することで財源不足となること、そのためには料金改定が必要となることなどを皆様にも知っていただくことも重要であると考え、水道事業パネル展を計画した。

その中で、どの程度、御理解をいただくことができるのかを把握するためにアンケート調査も併せて実施した。

水道事業パネル展、将来の朝霞の水道を考えよう、と題して、9月11日にコミュニティセンター、18日に産業文化センターで開催し、両日合わせて234人の方に御来場いただいた。

パネルの内容としては、水循環の仕組に始まり、水道施設の現状、計画的な更新事業の必要性、経営状況、料金改定の必要性などを23枚のパネルを作成し、オープンハウス方式で、それぞれ来場者に職員がついて説明や質疑応答を行うという形で実施した。

9 ページが、アンケート調査の結果となる。

水道施設の更新について、とても理解できた、まあまあ理解できた、合わせて約98パーセント、水道事業の経営についても財源確保の必要性について、とても理解できた、まあまあ理解できた、合わせて約95パーセントという結果を得ることができた。

自由記入欄においても、料金改定に関することに対して、おおむね理解できるという結果をいただいている。

また、パネル展で作成した資料をホームページで公開することにより、経営状況や料金改定の必要性をより多くの方に御理解をいただけるよう、情報発信にも努めている。

また、水道利用者へ情報発信するパネル展の実施前の9月議会の初日に全員協議会を開催し、耐震管を含めた老朽管更新事業の見直し計画や経営状況、財政収支バランス、改定率など、その時点における上下水道審議会の検討経過について、議会に中間報告をしている。

このようなプロセスを経て、11月19日に開催された第6回目の上下水道審議会において、水道料金・水道利用加入金の改定額については全会一致で承認をいただき、12月6日に上下水道審議会長より市長に答申書をお渡しいただいた。

ここで、水道料金及び水道利用加入金の改定額について、承認いただき、朝霞市水道事業給水条例の改正へと進めたいと考えている。

説明は以上である。

(宮村市長公室長)

本件は1月12日に行われた政策調整会議において審議した。主な質疑と結果について報告する。

まず、経営戦略策定時点において29パーセントとしていた改定率が、今回の再試算では12パーセントになっているが、どのような理由からかとの質問に対し、経営戦略策定時の平成30年当時の試算では、使用水量及び給水収益は徐々に減少するような見込みだった。しかし、実際には平成30年以降、見込みを大きく上回るような結果となっているため、上方修正し再試算した結果、お示しした結果となったとの回答があった。

次に、単年度の収益では純利益が出るということであれば、水道料金の改定が必要なく

なるということにはならないのかとの質問に対し、今後10年間で、老朽管の更新を最低でも50キロメートルは進めていかなければならない。また、純利益が生まれている部分というのは、単純な利益ということではなく、老朽管の更新などの水道事業を行うための原資となるものである。したがって、企業債を減らしながら、内部留保資金をある程度維持しつつ、更新工事を行うためには、水道料金の改定は必要であると考えたとの回答があった。

次に、使用水量が増加しているとのことだが、コロナの影響で在宅が増え、それに伴い使用水量が増加しているのであれば、それを基準として今後10年間の試算をして問題ないのかと質問に対し、過去10年間の家庭用使用水量のデータを確認し試算を行っており、加えてコロナ禍における水需要の影響も考慮した試算となっているため、問題ないと考える。コロナ禍における水需要の予測についても過大に見込んではいないとの回答があった。

次に、料金改定は4月から実施されるのかとの質問に対し、条例改正について3月議会で議決いただいたのち、水道利用者に対して、周知を行った上で料金改定を行うため、施行日については数ヶ月先となる見込みであるとの回答があった。

最後に、市民及び事業者への周知はどのように行うのかとの質問に対し、広報、ホームページ、市内掲示板などのほか、利用者に直接説明できる場を設けることも検討しているとの回答があった。

以上の審議を経て、原案のとおり、庁議に諮ることとした。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

原案のとおり、決定する。

**【閉会】**